

# 泉南市人事評価システム導入及び運用保守業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

この実施要領は、泉南市人事評価システム導入及び運用保守業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により受託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2. 業務の概要

### (1)業務の名称

泉南市人事評価システム導入及び運用保守業務委託

### (2)業務の目的

人事評価システムの導入により、本市における人事評価に係る目標設定・評価・提出・確認・承認等の作業の効率化を図るとともに、評価結果の調整や集計等の事務的負担の軽減を図る。

また、人材情報をシステムで一元管理し、評価結果を昇任や人事異動と連動させる等、任用、給与、分限、人材育成へ活用するなど、職員のモチベーション向上とキャリア形成につなげることで、よりよい市民サービスの提供を図ることを目的に人事評価システムを導入するものである。

### (3)業務の内容

「泉南市人事評価システム導入及び運用保守業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

### (4)事業費上限額

2,365,000円(消費税及び地方消費税相当額含む。)

### (5)履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

## 3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 泉南市建設工事等指名停止要綱(平成15年7月28日制定)に基づく指名停止を受けていないこと。また、令和5年度泉南市入札参加資格を有さない者にあつては、同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと(共同企業体の場合は、構成企業のすべてが該当する者でないこと。)
- (2) 泉南市暴力団等排除措置要綱(平成22年10月13日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、令和5年度泉南市入札参加資格を有さない者にあつては、同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと(共同企業体の場合は、構成企業のすべてが該当する者でないこと。)
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る者を含む)。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (6) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定のいずれにも該当しない者であること並びに競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条第1号に規定する総務省令で定めるものを定める省令(令和元年総務省令第37号)に該当しない者であること。
- (7) 過去5年の間に地方公共団体における本業務と同種又は類似業務の元請としての受託実績

(平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に着手、完了した業務)を有していること。

- (8) 提案するシステムについて、少なくとも 5 年間はシステムの改良及びバージョンアップ等を実施しながら、安定的かつ効率的なシステムであること。
- (9) 募集開始日において、プライバシーマークの認定及び情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得しており、適切に更新がなされていること。

#### 4. スケジュール

内容	期日
( 1)公募開始	令和5年 11月 1日(水)
( 2)質問の受付期間	令和5年 11月 1日(水)から 令和5年 11月 8日(水)午後5時30分まで
( 3)質問に対する回答期日	令和5年 11月 13日(月)
( 4)参加申込書提出期限	令和5年 11月 14日(火)午後5時30分まで
( 5)参加資格確認結果通知	令和5年 11月 17日(金)
( 6)参加資格不適合理由説明受付期限	令和5年 11月 21日(火)午後5時30分まで
( 7)参加資格不適合理由回答	令和5年 11月 24日(金)
( 8)企画提案書提出の締切日	令和5年 12月 1日(金)午後5時30分まで
( 9)プレゼンテーション	令和5年 12月 18日(月)予定
(10)審査結果通知	令和5年 12月25日(月)予定
(11)非選定理由説明受付期限	令和5年 12月28日(木)予定、午後5時30分まで
(12)非選定理由回答	令和 6 年 1月 4日(木)予定
(13)契約の締結及び公表	令和 6 年 1月上旬予定

注1:スケジュールは予定であるため、市の事情により変更する場合は別途通知する。

注2:資料配布にあたっての説明会は開催しない。

#### 5. 実施要領等の配布及び参加申込

##### (1)実施要領及び仕様書の交付

実施要領及び仕様書の交付は、泉南市行政経営部秘書人事課(泉南市樽井一丁目1番1号泉南市役所2階)及び泉南市ウェブサイト上で行う。(泉南市ウェブサイトからダウンロード可)

##### (2)参加申込の方法

実施要領及び仕様書の内容を確認し、参加を表明する者は別添参加申込書【様式1-1】に必要事項を記入(代表者印又は使用印鑑届の印鑑(以下「代表者印等」という。)を押印してください。)の上、下記に記載する他の提出書類とともに、持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、書留等配達証明が可能な方法により郵送すること。

〈提出書類〉

1. プロポーザル参加申込書【様式1-1】 1部
2. 会社概要書【様式3-1】及び会社パンフレット各1部
3. 同種業務実績調書【様式3-2】1部

※ 平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間の地方公共団体への人事評価システム導入及び運用保守の実績について、契約書等の写しを添付すること。

4. 直近の決算書(損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書)

●以下の5～9は泉南市入札参加資格審査等に関する要綱(平成13年7月2日制定)に基づく、令和5年度泉南市入札参加資格がない場合に提出すること。

5. 履歴事項全部証明書(写し可、発行日が申請日以前で3か月以内のもの)

6. 印鑑証明書(写し可、発行日が申請日以前で3か月以内のもの)

7. 委任状(本社以外で取引を希望する場合)

8. 納税証明書(完納証明書又は未納税額のない証明・写し可、発行日が申請日以前で3か月以内のもの)

○法人の場合 法人税並びに消費税(様式その3の3)

都道府県税で未納がない旨記載の証明書(未納がない証明が発行されない都道府県税については、直近2年分の法人事業税納税証明書)

○個人の場合 ・申告所得税並びに消費税(様式その3の2)

都道府県税で未納がない旨記載の証明書(未納がない証明が発行されない都道府県税については、直近2年分の個人事業税納税証明書)

※本社以外で取引を希望される場合、本社および委任先の都道府県税で未納がない旨記載の証明書(未納がない証明が発行されない都道府県税については、直近2年分の法人事業税納税証明書)を提出してください。

9. 暴力団等排除に関する誓約書(様式3-3)

10. 「3. 参加資格(9)」の認証登録証の写し 1部

〈提出先〉〒590-0592 泉南市樽井一丁目1番1号

泉南市 行政経営部 秘書人事課(泉南市役所2階)

### (3)受付期間

令和5年11月1日(水)から令和5年11月14日(火)の午後5時30分まで

※1 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時30分までの間に持参すること。

※2 郵送の場合は、令和5年11月14日(火)午後5時30分必着とする。(書留等配達証明が可能な方法に限る)。

### (4)辞退

参加申込書を提出した後、都合により辞退する場合は速やかに別添【様式1-2】を提出するものとする。提出方法は持参、郵送又はメールにより提出するものとする。なお、郵送の場合は、書留等配達証明が可能な方法により郵送すること。

## 6. 質疑応答

### (1)質問の提出方法

仕様書の内容及び企画提案書等の提出に関する参加者の質問は、別添【様式2】に必要事項を記入し、下記送信先まで電子メールに添付して提出すること。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とする。質問の送信後、必ず電話による受信確認を行うこと。なお、受信確認は、下記「(2)受付期間」中の土、日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。電子メール以外での質問(電話による問い合わせ等)については回答しない。

<送信先>

泉南市 行政経営部 秘書人事課 メールアドレス:jinji@city.sennan.lg.jp

### (2)受付期間

令和5年11月1日(水)から令和5年11月8日(水)午後5時30分まで

### (3)回答方法

令和5年11月8日(水)までに、提出されたすべての質問とその回答をまとめて、本市ウェブサイ

トに掲載する。なお、質問に対する回答をもって本実施要領を追加補正したものとみなす。また、質問者の名称は公表しない。

## 7. 参加資格の審査及び結果の通知について

### (1)参加者の決定

参加申込書等の内容について審査し、参加資格の有無について決定する。

### (2)参加資格の審査結果の通知

参加資格の審査結果については、令和5年11月17日(金)に参加申込書に記載された所在地宛てに、文書にて通知する。また、参加申込書に記載されたメールアドレス宛てに別途、電子データを送付する。

### (3)不適合理由の説明要求

参加資格を有しないとの通知を受け取った申込者は、書面(様式は問わない)により、不適合の理由について説明を求めることができる。その場合は、令和5年11月21日(火)午後5時30分までに、書面を持参または郵送により上記5(2)の提出先へ提出すること。郵送の場合は、令和5年11月21日(火)午後5時30分までに必着すること(書留等配達証明が可能な方法に限る)。その回答は書面にて通知する。

### (4)その他

結果の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じない。

## 8. 企画提案書の提出

### (1)提出書類

企画提案書は、参加資格審査で資格有の通知があった者のみが提出することができる。

企画提案書は次に掲げる書類で構成し、①から⑥の順に並べてA4縦ファイルに綴じて提出すること。

#### ① 企画提案書表紙【様式4-1】

※ 代表者印等を押印すること。

#### ② 実施体制【様式4-2】

#### ③ 業務スケジュール【任意様式】

#### ④ 役割分担【様式4-3】

※ 作業内容ごとの役割分担を業務スケジュールに基づき記載すること。

#### ⑤ 企画提案書【任意様式】

【提案書については次の内容についての考え方を記載すること】

ア 公務員の人事評価制度に対する理解及び今後の制度変更の際のカスタマイズ

イ 評価結果の分析機能

ウ 操作・デザイン性

エ 既存システムとの連携

オ セキュリティ・サービス・データセンター

カ 円滑な導入に向けた対応

キ 運用・保守

ク 独自機能等

ケ 価格

#### ⑥ 見積書【様式4-4及び様式4-5】

※1 代表者印等を押印すること。

※2 提案金額は消費税及び地方消費税相当額を含む金額とすること。

※3 システム構築業務委託見積書(様式4-4)について事業費上限額(2,365,000円(消費税及び地方消費税相当額含む。))を超えないこと。

※4 運用業務見積書(様式4-5)については、予算措置はされていないが選定に当たっては考慮し、原則として令和6年度以降の各年度の予算措置の上限とする。  
令和6年度から令和10年度までのサービス利用料その他当該システムの利用に必要な経費を年度別に提示すること。

※5 いずれも積算内訳(様式任意)を別途添付すること。

(2)提出部数

原本1部 コピー9部 合計10部

(3)提出期間

令和5年11月17日(金)から令和5年12月1日(金)午後5時30分まで

① 提出先

上記5(2)の提出先と同じ

② 提出方法

持参又は郵送

※1 持参の場合は、午前9時から午後5時30分までの間に持参すること。

※2 郵送の場合は令和5年12月1日(金)午後5時30分までに必着すること。(書留等配達証明が可能な方法に限る。)

## 9. プレゼンテーション

(1)実施日及び場所

令和5年12月18日(月)実施予定(開始時刻及び場所については、別途連絡する。)

(2)プレゼンテーションの方法

① プレゼンテーションの時間は1社あたり40分程度とする。

・提出した企画提案書の内容説明(30分以内)

・企画提案書に対する質疑応答(約10分)

※プレゼンテーション前に準備が必要な場合は、10分程度の準備時間を別途設ける。

② 出席者は1社あたり3名までとする。また、指定する時刻までに会場外の指定場所にて待機すること。

③ プレゼンテーションに際し、プロジェクター等の機材の使用を認める。パソコンを使用する場合は各自で用意すること。本市からは、プロジェクター等については貸与できるものとする。なお、その際は事前に申し出ることとし、プレゼンテーションの前日まで動作確認を行うことができるものとする。動作確認をする場合は事前予約すること。

④ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。

・指定した時間に遅れたとき。

・プレゼンテーションを欠席したとき。

## 10. プレゼンテーション審査

(1)審査基準

別紙「審査基準」にて定める。

(2)選定方法等

「泉南市人事評価システム導入及び運用保守業務委託公募型プロポーザル選定委員会」(本要領内「選定委員会」という。)において、参加事業者ごとに次のとおり審査し、優先交渉権者を選定する。

- ① 別紙「審査基準」に基づき審査を実施し、総合得点(各委員の得点の合計)が最高得点の者を優先交渉権者とする。
- ② 総合得点が同点の者が複数いた場合は、システム構築及び運用(サービス提供業務)の提案価格の合計の低い者を優先交渉権者とする。
- ③ 総合得点が同点であり、かつ、システム構築及び運用(サービス提供業務)の提案価格の合計が同額の者が複数いた場合は、選定委員会の合議により順位を決定する。
- ④ 総合得点が最高得点の者が契約を締結しない場合、第2位の者を優先交渉権者とする。
- ⑤ 各委員の満点の合計の6割を最低基準点とし、最低基準点を満たさない場合は優先交渉権者として選定しない。
- ⑥ 申込者が1者の場合でも、審査を実施し、総合得点が、最低基準点以上であれば、優先交渉権者として選定する。

### (3)審査結果の通知及び公表

令和5年12月25日(月)(予定)に参加事業者に対し、最高得点の事業者名及びその総合得点と提案者自身の総合得点を通知するとともに、優先交渉権者として選定された事業者を泉南市役所内の情報公開コーナーにおいて公表及び泉南市のウェブサイトに掲載する。

### (4)非選定理由の説明要求

優先交渉権者として選定されなかった参加事業者は、令和5年12月28日(木)(予定)午後5時30分までに、書面(様式は問わない)により、非選定の理由について説明を求めることができる。その場合は、令和5年12月28日(木)(予定)午後5時30分までに、書面を持参または郵送により上記5(2)の提出先へ提出すること。郵送の場合は、令和5年12月28日(木)(予定)午後5時30分までに必着すること(書留等配達証明が可能な方法に限る)。その回答は書面により通知する。

### (5)その他

選定委員会の会議は非公開とし、審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じない。

## 11. 企画提案者の失格に関する事項

企画提案者は、以下のいずれかに該当した場合は、失格又は無効とし、(5)～(9)に該当した場合は別途入札に準じて指名停止等の措置を講じる。

- (1)参加資格要件を満たしていない場合、または満たすことができなくなった場合
- (2)実施要領に定める手続きを順守しない場合
- (3)提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く)
- (4)企画提案書の見積書に関し、事業費上限額(上記2(4))を超える金額を提案した場合
- (5)提出書類に虚偽の記載をした場合
- (6)プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7)他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行った場合
- (8)事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (9)その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 12. 契約及び公表

仕様書及び優先交渉権者の企画提案書等の記載事項をもとに、協議の上、泉南市財務規則に基づき契約を締結する。

- (1)優先交渉権者に決定した者と、契約金額等契約要件について協議の上、見積書を徴収し、業務委託契約を締結する。なお、契約締結後は速やかに以下の内容を泉南市役所内の情報公開コーナーにお

いて公表及び泉南市のウェブサイトに掲載する。

- ア 優先交渉権者並びにその提案金額と評価点
- イ 全申込者の氏名(申込順)
- ウ 全申込者の評価点(得点順)
- エ その他必要な事項
- オ 契約の相手方、契約金額、契約日

※ただし、提案者が2者以下の場合は、ウは公表しない。

- (2)優先交渉権者が契約までの間に失格事項が判明した場合及び辞退した場合は、第2位の者を優先交渉権者とし業務委託の締結交渉を行う。
- (3)業務委託契約の条件等については、企画提案書の内容を基本として、優先交渉権者との協議により定めるものとする。
- (4)優先交渉権者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

### 13. その他

- (1)本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには一切応じない。
- (2)企画提案書は1事業者1提案とする。
- (3)提出された企画提案書等の書類の追加、修正及び変更は認めない。
- (4)このプロポーザルに要する経費は、全て参加事業者の負担とする。
- (5)審査基準に関する質問は受け付けない。
- (6)提出された提案書等は返却しない。
- (7)企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし泉南市が本案件のプロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、企画提案等の内容を無償で使用できるものとする。企画提案書等に含まれる第三者の著作権の公表などの使用については、提案者が第三者の承諾を得ておくものとする。
- (8)プロポーザルの参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届(様式第1-2号)により速やかに届け出ること。
- (9)泉南市情報公開条例(平成11年10月4日条例第17号)に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、同条例第10条第2号の規定により不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
- (10)契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していることが明らかとなった場合または本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。
- (11)企画提案者が1者の場合でも、プレゼンテーション、ヒアリング、審査は実施する。